

# 里兆律师事务所 Leezhao Law Office

中国上海市陆家嘴环路 1000 号恒生银行大厦 29 层 29F, Hang Seng Bank Tower, 1000 Lujiazui Ring Road, Shanghai, China Tel (86-21) 68411098 Fax (86-21) 68411099 Postal Code 200120

#### 中国《商标法》大幅修改, 诸多要点, 诸多亮点!

中国「商標法」の大幅改正における多くの要点と注目点

针对现行《中华人民共和国商标法(2001年 修正)》(以下简称"《商标法(2001年修正)》")实 施过程中, 商标注册程序繁琐、商标确权时间过长、 驰名商标滥用、商标恶意抢注和商标领域的不正当 竞争现象较为严重、商标侵权现象未能得到有效遏 制、注册商标专用权保护有待加强等问题,2013 年08月30日,中国十二届全国人大常委会第四次 会议第三次审议通过并公布了《关于修改<中华人 民共和国商标法>的决定》(以下简称"《新商标 法》"),对现行《商标法》进行第三次修正<sup>1</sup>,《新商 标法》将于 2014 年 05 月 01 日起施行。为方便企 业理解, 律师在此就本次修改的要点和亮点进行简 要梳理和归纳。

#### 一、修改要点

本次修改既涉及"商标注册程序优化"内容。 也涉及"商标权利实体保护"内容, 共计 53 处, 律师在此将其要点归纳如下:

修改要点	《商标法 (2001 年修 正)》	<u>《新商标法》</u>
扩注商的志型 大册标标类	- 申请注册 的简标标 为"可视性 标志"。	- 不再单纯强调 "可视性",只要具有显著特征、便于识别商品或服务来源的可视性或非可视性标志(包括"声音"等要素)都可申请注册商标。
		- 虽然如此,禁止使用国 歌、军歌等标识作为商 标。
厘驰商认和 加	- 对 何 认 定 驰 名 商 标, 相关制 度 不 够 完 善。	<ul> <li>驰名商标的认定遵循 "个案认定、被动保护" 的原则<sup>4</sup>。</li> <li>将实践中驰名商标认定 的五类程序(商标注册</li> </ul>

現行の「中華人民共和国商標法(2001 年改正)」 (以下、「商標法(2001 年改正)」という)の実施過程に おける、商標登録の手順が煩雑であり、商標の権利確 認までの所要時間が長過ぎ、馳名商標の濫用、商標の 冒認出願および商標分野での不正競争の状況が深刻 で、商標権侵害状況が効果的に抑止されていない、登 録商標専用権保護を強化しなければならないなどの問 題について、2013年8月30日の中国第十二期全国 人民代表大会常務委員会第四次会議第三次審議で 「『中華人民共和国商標法』の改正に関する決定」(以 下、「新商標法」という)が可決、公布された。現行の「商 標法」に対する三回目の改正 1 であり、「新商標法」は 2014年5月1日から施行される。企業の立場から見て 理解しやすいよう、今次改正の要点および注目点を以 下のとおり簡潔に整理しまとめた。

#### 一、改正の要点

今次改正は「商標登録手順の効率化」の内容や、 「商標権利実体保護」の内容等、計 53 ヶ所におよぶも のである。その要点を下表にまとめた。

<del>07 C 07 0 °</del>	のとめる。この安然と「我によこのと。			
改正 要点	<u>「商標法</u> <u>(2001 年改</u> <u>正)」</u>	<u>「新商標法」</u>		
登 録	- 出願する商	- 単に「可視性」のみを強調		
商 標	標は「目に見	することはせず、顕著な特		
の表	える表示」で	徴、商品またはサービスの		
示 種	なければなら	由来を識別する際の助け		
類を	ない。	となる可視性もしくは非可		
拡 大		視性の標識(「音声」など		
した		の要素を含む)を備えてさ		
2		えいれば、いずれも商標		
		出願が可能である。		
		- 以上のとおりであるが、国		
		家、軍歌などを使用した		
		標識を商標とすることは		
		禁じられている。		
馳 名	- 馳名商標を	- 馳名商標の認定は「個		
商 標	どのように認	別認定、受動的保護」の		
の認	定するかにつ	原則を遵守する <sup>4</sup> 。		
定お	いては、関連	- 実務における馳名商標		
よび	制度の整備	認定の五つの手順(商標		

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 现行《商标法》于 1982 年制定,1993 年第一次修订,2001 年第二次修订。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>現行の「商標法」は 1982 年に制定され、1993 年に 1 回目、2001 年に 2 回目の改正が行われた。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 请参见《新商标法》第8条和第10条。

<sup>2「</sup>新商標法」第8条および第10条を参照のこと。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 该原则含义:认定机关不得主动适用法律规定认定驰名商标。**只有当事人在商标案件中提出保护其驰名商标的申请后,才可** 以适用相应的法律规定。此外,该认定结果仅对该案件有效。

本原則の意味: 認定機関は自発的に法律規定を適用して馳名商標を認定してはならない。 当事者から商標案件にわいて自己の馳名商標 の保護に関する申請があった場合に限り、関連する法律規定を適用することができる。この他、かかる認定結果は当該案件に限り有効であ る。

用制		审查、商标争议处理、
度 <sup>3</sup>		查处商标侵权案件、商
	- 对驰名商	标民事、行政案件审理
	标的应用	程序)以法律形式予以
	范 围 规 定 不清, 驰名	明确。
	商标容易	- 禁止将他人驰名商标作 为企业字号使用。
	被滥用。	林.나선 "교수호는" 호
		- 禁止将"驰名商标"字 样用于商品、商品包装
		或容器上或广告宣传,
		否则将被处以 10 万元
		罚款。
禁止	- 只规定代	- 明确规定除代理人、代
恶 意	理人或者	表人外,其他明知他人
抢	代表人未	在先使用相关商标存在
注, 体 现	经 授 权 不 得 以 自 己	(但未注册)的,不得 将其未注册的商标予以
商标	的名义将	申请注册。
注册	被代理人	,
诚 信	或者被代	
原则	表人的商	
	│ 标进行注│ 册。	
	7115 0	
规范	- 未 对 商 标	- 规定了商标代理机构在
商标	代理机构	代理活动中的义务,包
代理	的代理活	括遵循诚实信用原则、
活动	动 进 行 规 范。	保守委托人商业秘密、 不得抢注商标等。
	)년 0	作品也在的协会。
		- 规定了对商标代理机构
		- 然足了对商标代理机构。 违纪、违法行为的处罚。
简化		- 一份申请可就多个类别
商标注册	仅 可 针 对 一 个 类 别	的商品申请注册同一商 标。
程序	的商品申	סיפו
7	请 注 册 一	- 同时,商标注册申请可
	个商标。	以数据电文方式提出。
増 加	- 未规定商	- 对申请注册的商标,商
商标	标注册审	标局应在 9 个月内审查
审查时限	查时限。	完毕。
时限的规	- 任何人均	- 按照事由性质对商标注
		······ · · · · · · · · · · · · · · · ·

使の度整し確し3。用制を理明にた	がる。 ・ 題ののでは、 ・ のにでは、 ・ のにでは、 ・ のにでは、 ・ のにできる。 ・ できる。	登録審査、商標紛争処 理、商標権侵害事件の 取締り、商標民事、行政 事件の審理手順)を法 律の形で明確にした。 ・他者の馳名商標を企業 の商号に使用することを 禁止する。 ・「馳名商標」の文字を商 品、商品包装もしくは広舎 宣伝に使用することを禁 止し、違反した場合は10 万元の罰金に処す。
冒出を止し商登の義実原を現た認願禁 、標録信誠の則体し。	- 代は授な義人代標は 投表を自被を者要がある。 ま者るの代はの のでままをなみ してとい している。	・代理人、代表者を除き、他に関連商標を他者が 先行使用している(ただし、未登録)ことを知っていた場合は、その未登録 商標を出願してはならないことを明確に規定した。
商代活を範し6。  標理動規化た	- 商標代理機 構の代理活 動について規 範化されてい ない。	- 商標代理機構の代理活動における義務を規定した。それには信義誠実の原則の遵守、依頼者の商業秘密の守秘、商標の冒認出願の禁止などが含まれる。 - 商標代理機構の規則違反、違法行為に関する処罰を規定した。
商登手を素し7	- 一つの申請 書のの一分 類する品に 関する登録 標のみができ	- 一つの申請書で複数の 分類の商品についての同 一商標の登録申請ができる。 - 同時に、登録商標申請 はデータグラム方式で行う
商審期にする	る。 - 商標登録の 審査期限を 規定していない。 - 如何なる者	ことができる。 - 出願のあった商標について、商標局は9ヶ月以内に審査を完了しなければならない。 - 事由の性質に応じて商

<sup>3</sup> 请参见《新商标法》第 13、14、45、53 条和第 58 条。 3 「新商標法」第 13、14、45、53 条および第 58 条を参照のこと。 5 请参见《新商标法》第 15 条。 5 「新商標法」第 15 条を参照のこと。 6 请参见《新商标法》第 18、19、20 条和第 68 条。 6 「新商標法」第 18、19、20 条および第 68 条を参照のこと。 7 注金 四 《新帝标注》第 22 条

<sup>7</sup> 请参见《新商标法》第 22 条。 7 「新商標法」第 22 条を参照のこと。

定完商注异制8	可对初 步 审定提出 异 议。	册异议人进行分类。 - 明确商标注册异议/复审的处理时限,并按照异议结果区分后续救济方式。
	- 未规定商标注册异议/复审的处理时限。	
调申商续期9整请标展限	- 注有需要的,前期继,前期继,前期继,前人出。	- 注册商标有效期满需要 继续使用的,应在期满 前 12 个月内提出。
增商使许备对效规♡加标用可案抗力定	- 许使册仅办许备定为效可用标定商合未案法他其的定商合未案法	- 许可他人使用其注册商 标的,该许可未经备案, 不得对抗善意第三人。
严区商权销无制14格分标撤和效度	- 对权存的商销商自注之再商有于的在情标该标被册日保标权商职服,局注。撤商,护的商职报,超额,销标不该专标得疵由撤册。销标不该专	<ul> <li>对于商标权的取得存在 瑕疵的情形,区分不同 情况,由商标局或商标 评审委员会(以下简称 "商评委")宣告该注 册商标无效。</li> <li>被宣告无效的注册商 标,该注册商标专用权 视为自始不存在。</li> </ul>

規を加し商登の議度整し。定追・、標録異制を備た	もないない。 おり おり は かっと は かっと できる できる できる できる できる の を がった かった かった かった かった かった かった かった かった かった か	標登録異議申立人を分ける。 - 商標登録の異議、再審査の処理期限を明確にし、異議の結果に応じて以後の救済方式を区分する。
商の新間調し9。標更期を整た	<ul><li>登存後使要合了らで請しるる間月日のけい。</li><li>で満てある間月日のけいの新ない。</li></ul>	- 登録商標の存続期間満 了後も継続して使用する 必要がある場合、期間 満了前 12ヶ月から満了 の日までに更新の申請を しなければならない。
商使許届の抗力関る定追し10。標用諾出対効にす規を加た	- 他己標諾は諾出わら規り為力規な者ののに、契手なな定、のに定いの録用い標のをばのて出的てて。のの録用い標のをばのて出的ででいます。	- 他者への自己の登録商標 の使用許諾について、当 該許諾が届出されていな い場合、善意の第三者に 対抗することができない。
商権抹おび効制を格分た標の消よ無の度厳にけぇ。	- 商のでは、 一ででは、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	存在する状況については、個々の状況別に、商標局または商標審査委員会(以下、「商評委」という)が当該登録商標の無効を宣告する。 ・無効が宣告された登録商標については、当該登録商標専用権は初めか

<sup>8</sup> 请参见《新商标法》第 28、33、34 条和第 35 条。 8「新商標法」第 28、33、34 条および第 35 条を参照のこと。 9 请参见《新商标法》第 40 条。 9「新商標法」第 40 条を参照のこと。 10 请参见《新商标法》第 43 条。 10「新商標法」第 43 条を参照のこと。 11 请参见《新商标法》第 44~47 条。

完商使的理	 - 规定商标使用是"用于识别商品来源的行为",明确了商标法意义上"商标使用"的概念。
垤	- 对于自行改变注册商标、注册人名义、地址或者其他注册事项的商标使用不当行为,经工商部门责令限期改正而拒不改正的,由商标局撤销其注册商标。
	- 注册商标退化成为其核 定使用商品、服务的通 用名称的,任何人可以 向商标局申请撤销该注 册商标。
加商专权保	 - 增加"侵犯商标权行为" 的种类。 - 增加商标合理使用抗 辩,明确未注册商标的
护,首次	在先使用权制度 <sup>13</sup> 。
规了罚赔制12定惩性偿度	- 明确赔偿原则,即依次以实际损失、侵权所得、 分照许可费推算的序位 进行赔偿。损失无法确 定时,法院最高可裁量 赔偿 300 万人民币。
	- 对恶意侵权最高可以处 3 倍赔偿。
	- 减轻商标专用权人的举 证负担等。

にす管を備た。関る理整し		-	規定は、商標法の意味にあたる「確には、商標使用」のできまた。のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個
商標		-	「商標権侵害行為」の種
専用権保			類を追加した。 商標に関する抗弁権の
護を		-	合理的な使用を追加し、
強化			未登録商標の先使用権
JE 16			制度を明確にした13。
初め		_	賠償原則を明確にし、順
て懲			を追って実際の損失、権
罰的			利侵害所得、許諾料に
賠償			照らした推算の順位で賠
制度			償を行う。損失が確定不
を定			能である場合、裁判所は
めた			最高で賠償 300 万人民
12			元の裁量が可能である。
		-	悪意の権利侵害に対し
1			ては最高で3倍の賠償に
	1		処することができる。
			<b>女畑ま田佐老のよれた</b>
		-	商標専用権者の立証負
		-	商標専用権者の立証負 担などを軽減する。

商標使用とは「商品由来

の識別に用いる行為」と 担守し 充価さの登吐に

#### 二、修改亮点

#### 1. 完善商标注册程序

《新商标法》简化了商标注册申请程序,恢复 "审查意见书"制度<sup>14</sup>,对商标局和商评委设定了 商标确权、授权的法定时限(具体请参照下图), 这将促使商标注册机关进一步提高办事效率,增加

商標 使 用

#### 1. 商標登録手順の整備

「新商標法」は商標出願手順を簡素化し、「審査意 見書」制度を復活させ 1、商標局および商評委に対して 商標権確認、権利授与に関する法定期限を設定した が(具体的には以下の図を参照のこと)、これは商標登

<sup>12</sup> 请参见《新商标法》第 57~60 条和第 63、64 条。

<sup>12「</sup>新商標法」第 57~60 条および第 63、64 条を参照のこと。

<sup>13</sup> 根据《新商标法》第 59 条第 3 款: "商标注册人申请商标注册前,他人已经在同一种商品或者类似商品上先于商标注册人使 用与注册商标相同或者近似并有一定影响的商标的,注册商标专用权人无权禁止该使用人在原使用范围内继续使用该商标,但 可以要求其附加适当区别标识。"

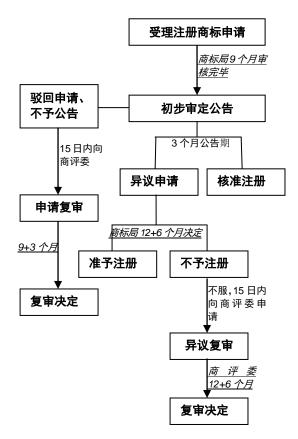
<sup>13 「</sup>新商標法」第59条第3項によると、「商標登録者の商標出願前に、他者が同一商品または類似商品において商標登録者より先んじて 登録商標と同じもしくは近似し、一定の影響を及ぼす商標を使用していた場合、登録商標専用権者は当該使用者がかかる商標を現在の使 用範囲において継続使用することを禁止する権利を持たないが、それに対し適当な区別するための標識を付加するように要求することができ

る」。 <sup>14</sup> "审查意见书"是指在审查过程中,商标局认为商标注册申请内容需要说明或者修正的,可以要求申请人做出说明或者修正。 「中華を表現代表現では、1000年間では、1000年には、1000年には、1000年間では、1000年に対し、1000年には、1000年 「審査意見書」とは、審査過程において、商標局が商標の出願内容に説明または修正が必要と判断した場合、出願者に対し説明または修 正を求めることができることを指す。

相关当事人对商标案件处理时间的可预期性,缩短商标申请人取得注册商标专有权的时间。

目前,一件商标从提交申请到初步审定公告, 大概需要 18 个月甚至更长的时间。《新商标法》 首次将 9 个月作为审查商标注册的法定时间,大大 缩短了审查周期。

#### 商标确权、授权流程图:



### 备注:

- 1. 对于已经注册的商标,相关当事人可以根据《新商标法》第44、45、49、54条等相关规定,通过启动注册商标无效宣告程序、撤销程序及其复审程序,维护自身合法权益。对于以上救济程序,《新商标法》也明确规定了商标局和商评委的审查/复审期限。
- 2. 上述 "9+3 个月", 是指通常情况下应在 9 个月 内完成审查/复审程序, 特殊情况下, 经过法定 审批后可延长 3 个月。"12+6 个月"等, 含义 与此相同。

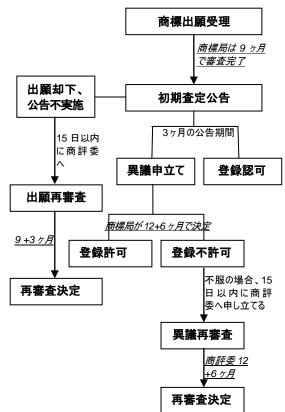
#### 2. 完善商标注册异议制度

值得特别关注的是,针对实践中问题,从简化程序、提高效率的目的出发,商标局异议程序在本次修改中发生了实质性变化。

録機関の手続効率を一層向上させ、関連当事者の商標案件の処理時間に関する予測可能性を高め、商標出願者の登録商標専用権取得の時間を短縮させることになる。

現在、一商標の出願から商標公報の発行に相当する「初期査定公告」掲載までは、およそ18ヶ月もしくはそれ以上の時間を必要とする。「新商標法」では初めて9ヶ月を商標登録審査の法定時間とし、審査周期を大幅に短縮した。

#### 商標権の確認、取得の流れ:



# 備考:

- 1. 登録済みの商標について、関連当事者は「新商標法」第44、45、49、54条などの関連規定に基づき、登録商標無効宣告手順、抹消手順およびその再審査手順を通じて、自身の合法権益を守ることができる。上記救済手順についても、「新商標法」は商標局および商評委の審査、再審査期限を明確に定めている。
- 2. 上記「9+3ヶ月」とは、通常状況下においては9ヶ月 以内に審査、再審査手順を完了しなければなら ず、特段の状況下においては法定の審査許可を受 けた上で3ヶ月の延長ができることを指す。「12+6ヶ 月」などの意味も同様である。

#### 2. 商標登録異議制度の整備

特に着目すべき点として、実務おける問題に対し、手 続の簡素化、効率化の目的から、今次改正において商 標局の異議手順に実質的な変更が生じた。

Leezhao Law Office 5/9

#### 1) 根据异议理由对异议人进行分类

针对注册商标提出异议的,将异议主体与异议理由结合后进行区分:一方面,在先权利人和利害关系人提出异议的理由仅限于"相对理由"<sup>15</sup>;另一方面,任何人提出异议的理由限于"绝对理由"<sup>16</sup>。上述新规定取代了《商标法(2001 年修正)》所规定的"任何人都能以任何理由对已公告的商标申请提出异议"这一规定。这一变化可能减少注册商标异议案件的数量,并缓解恶意异议给正常商标注册申请带来的问题。

# 2) 根据异议决定结果的不同规定了复审和无效 宣告两种不同的救济途径

《新商标法》删除了商标局对商标异议进行审查作出裁定的环节,商标局对异议进行审查后可直接作出准予或者不予注册的决定。对商标局认为异议不成立、准予注册的,异议人可以请求宣告该注册商标无效;对商标局认为异议成立、不予注册的,被异议人可以申请复审。

#### 上述修改:

- 精简了商标确权程序,商标注册程序将不会被拖延到后续的复审和诉讼程序完成之后,有利于被异议商标及时确权,对注册商标申请人有利。
- 但对异议人而言,其影响尚不能预料。因为一旦异议失败、申请人取得商标注册之后,申请人就可以基于该注册行使其商标权,这对于在恶意注册因故未能通过异议程序加以遏制的情况下,真正的商标所有人即便立即提起无效申请,也面临被恶解决,有待日后进一步的立法或法院的司法实践加以阐明。目前情况下,建议异议人注意在异议程序中充分阐述异议理由并提供充足的证据材料。

#### 3. 加强对注册商标专用权的保护

#### 1) 增加注册商标侵权行为种类

# 1) 異議の理由に基づき異議申立人を分ける

登録商標に対し異議を提起する場合、異議を申し立てる主体を異議理由に照らして区分する。まず、先行権利者および利害関係者から提起される異議の理由は「相対的拒絶理由」<sup>2</sup>のみに限られる。一方で、如何なる者からも提起される異議の理由は「絶対的拒絶理由」<sup>3</sup>に限られる。上記新規定は「商標法(2001 年改正)」で定めた「いずれの者も如何なる理由でも公告済みの商標に対し異議を申し立てることができる」との規定に取って代わるものである。本変更は登録商標異議申立案件数を減少させ、悪意の異議申立てが正常な商標出願に与える影響を緩和させるものと思われる。

# 2) 異議決定結果の違いに基づき再審査および無効 宣告の二つの異なる救済方法を規定した

「新商標法」では商標局が商標異議申立てに対し審査の上で裁定を下す過程が削除され、商標局は異議に対し審査を行った上で登録の許可または不許可の決定を直接下すことができるようになった。商標局が異議不成立と判断し、登録を許可した場合、異議申立人は当該登録商標の無効宣告を請求できる。商標局が異議成立と判断し、登録を許可しなかった場合、被異議申立人は再審査を申し立てることができる。

#### 上記の改正:

- 商標の権利確認手順が簡素化されたことで、商標登録手続が後続の再審査および訴訟手続の完了後まで延長することがなくなり、異議を申し立てられた商標の速やかな権利確認に有利となり、商標出願者に有利である。
- ただし、異議申立人について言えば、その影響を計ることはできない。異議申立てが失敗に終わり、出願者が商標登録を受けた後、出願者は当該登録に基づいて商標権を行使することができるため、これは悪意の登録を何らかの理由により異議申し立てを通じて抑止できない状況において、たとえ真の商標所有者が直ちに無効の申立てを行ったとしても、悪意の登録者から権利侵害を申し立てられるリスクに直面することになる。本問題を如何にして解決するかについては、今後の更なる立法または裁判所の司法実務で明らかにされることを待つことになる。目下のところ、異議申立人は異議申立ての手順において異議の理由をよく説明し、十分な証拠資料を提出することに留意するのが望ましい。

# 3. 登録商標専用権の保護に対する強化

# 1) 登録商標権侵害行為の種類を追加した

Leezhao Law Office 6/9

 $<sup>^{15}</sup>$  "相对理由"是指违反《新商标法》第 13 条第 2 款或第 3 款、第 15 条、第 16 条第 1 款、第 30 条、第 31 条或第 32 条规定而取得商标注册。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>「相対的拒絶理由」とは、「新商標法」第 13 条第 2 項または第 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 30 条、第 31 条または第 32 条の規定に違反して商標登録を受けたことを指す。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>「絶対的拒絶理由」とは、「新商標法」第 10 条、第 11 条、第 12 条に違反し、または詐欺の手段またはその他の不正手段により商標登録を受けたことを指す。

《新商标法》第 57 条第 2 款增加了"未经商标注册人的许可,在同一种商品上使用与其注册商标近似的商标的,或者在类似商品上使用与其注册商标相同或者近似的商标,容易导致混淆的"的侵权行为。根据 TRIPs 协议规定,相同商品、服务上的相同商标,属于当然的混淆,无须证明混淆。相同商品、服务上的近似商标或者类似商品、服务上的相同或近似商标,则需证明混淆。在商标侵权判断中明确"混淆原则"的具体适用,回归了商标用来区别商品来源的本质意义。

《新商标法》第 57 条第 6 款吸收《商标法实施条例》第 50 条第 2 项规定,明确将"故意为侵犯他人商标专用权行为提供便利条件,帮助他人实施侵犯商标专用权行为的"纳入商标侵权行为范畴,进一步明确了帮助侵权的属性。

#### 2) 规制商标和企业字号之间的冲突

《新商标法》第 58 条增加规定,将他人注册商标、未注册的驰名商标作为企业名称中的字号使用,误导公众,构成不正当竞争行为的,依照《反不正当竞争法》处理。该规定与《反不正当竞争法》相衔接,解决了商标与企业字号之间的冲突。但执行效果如何,需要通过实践来检验。

# 3) 明确了商标的合理使用原则

《新商标法》第 59 条第 3 款增加了对"未注册但在先使用的商标"的保护。商标注册人申请商标注册前,他人已经在同一种商品或者类似商品上先于商标注册人使用与注册商标相同或者近似并有一定影响的商标的,注册商标专用权人无权禁止该使用人继续使用该商标。但需注意该"继续使用"被限制在原使用范围内,并且注册商标专用权人可以要求其附加适当区别标识。

#### 4) 关于侵权行为赔偿制度

《新商标法》第 63 条规定了商标侵权的赔偿数额的方式及顺序:①按照商标权利人因被侵权所受到的实际损失确定;②实际损失难以确定的,可以按照侵权人因侵权所获得的利益确定;③权利人的损失或者侵权人获得的利益均难以确定的情况下,则参照该商标许可使用费的倍数合理确定;④上述三种方式均难以确认的,适用最高额为300万元的法定赔偿。而根据《商标法(2001年修正)》,商标权利人通常仅可在上述第①项和第②项中选择其一。

「新商標法」第57条第2項において「商標登録者の許可なく、同一種類の商品においてその登録商標と近似する商標を使用し、または類似商品においてその登録商標と同じもしくは近似する商標を使用して、容易に混同を招く」権利侵害行為を追加した。TRIPs 協議の規定によれば、同一商品、役務における同一商標は、当然の混同に該当し、混同を証明する必要がない。同一商品、役務における同一もしくは近似する商標については、混同を証明する必要がある。商標権侵害の判断において「混同の原則」の具体的な適用を明確にすることで、商標により商品の由来を区別するという本質的な意義に回帰した。

「新商標法」第57条第6項は「商標法実施条例」第50条第2項の規定を吸収し、「故意に他者の商標専用権を侵害する行為に便宜を図る条件を提供し、他者の行う商標専用権侵害行為を幇助した場合」を明確に商標権侵害行為の範囲に加えて、権利侵害幇助の属性を一層明確にした。

#### 2) 商標と企業の商号との問題を規制した

「新商標法」第58条は、他者の登録商標、未登録の 馳名商標を企業名称における商号に使用し、公衆を誤っ た方向へ誘導して、不正競争行為を構成した場合、「不 正競争防止法」に照らして処理することを追加規定した。 当該規定は「不正競争防止法」と相互に関連させ、商標 と企業の商号との問題を解決した。ただし、実施の効果に ついては、実践を通じて検証する必要がある。

### 3) 商標の合理的使用の原則を明確にした

「新商標法」第59条第3項は、「未登録であるが先行使用している商標」に対する保護を追加した。商標登録者の商標出願前に、他者が同一商品または類似商品において商標登録者より先んじて登録商標と同じもしくは近似し、一定の影響を及ぼす商標を使用していた場合、登録商標専用権者は当該使用者がかかる商標を継続使用することを禁止する権利を持たない。ただし、かかる「継続使用」は現行の使用範囲に制限されるものであり、登録商標専用権者はそれに対し適当な区別するための標識を付加するように要求することができる点に留意しなければならない。

#### 4) 権利侵害行為に関する賠償制度

「新商標法」第63条は商標権侵害に関する賠償金額の方法と手順を定めた。①商標権利者が権利侵害を受けたために被った実際の損失に基づき確定する、②実際の損失が確定困難である場合は権利侵害者が権利侵害により得た利益に基づき確定する、③権利者の損失または権利侵害者の得た利益がいずれも確定困難である状況においては当該商標の許諾料の倍数に照らして合理的に確定する、④上記三つの方式のいずれても確認困難である場合は300万人民元を上限とする法定賠償を適用する。なお、「商標法(2001年改正)」では、商標権利者は通常、上記①および②から一つを選

Leezhao Law Office 7/9

択することができるのみである。

此外,《新商标法》第 63 条增加规定,"在 权利人已经尽力举证,而与侵权行为相关的账簿、 资料主要由侵权人掌握的情况下",法院可以责令 侵权人提供上述账簿、资料;侵权人不提供或者提 供虚假的账簿、资料的,法院可以参考权利人的主 张和提供的证据判定赔偿数额。该规定强化了民事 诉讼实践的证据妨碍制度,一定程度上解决了商标 权利人的举证难问题。

侵权赔偿制度 要点 内容 评价 惩罚性 对情节严重 惩罚性赔偿首次 赔偿<sup>17</sup> 的恶意性商 被引入中国知识 标侵权行为, 产权法律领域。 可按正常方 法确定数额 的一倍以上 三倍以下的 范围判定赔 偿数额。 对五年内实 施两次以上 商标侵权行 为的,工商部 门将从重处 罚。 法定赔 最高法定赔偿数 适应经济发展的 偿 额从"50万人民 实际情况, 更为 币"增加到"300 有效地遏制商标 万人民币"。 侵权。 未 使 用 注册商标专用权 大大降低仅以诉 不 予 赔 人不能证明此前 讼索赔为目的的 偿 三年内实际使用 商标申请数量; 同时,对于商标 过该注册商标,也 不能证明因侵权 权人而言,需注 行为受到其他损 意在日常工作中 失的,被控侵权人 收集保存相关使 可不承担赔偿责 用证据。 任。

# 三、结语

本次《商标法》的大幅修改,是对《商标法(2001年修正)》实施过程中出现的程序性与实体性问题进行的完善,吸收了以往实践中包括《商标法实施条

この他、「新商標法」第63条は、「権利者ができる限りの立証を行っており、権利侵害行為にかかわる帳簿、資料を権利侵害者が掌握している状況において」は、裁判所は権利侵害者に対し上記帳簿、資料の提供を命じることができ、権利侵害者が提供しない、または虚偽の帳簿、資料を提供した場合、裁判所は権利者の主張および提供された証拠を参考に賠償金額を判定することができるとの規定を追加した。当該規定は民事訴訟の実務における証拠妨害に関する制度を強化し、商標権利者の立証困難の問題をある程度解決した。

	権利侵害賠償制度			
要点	内容	評価		
懲 置 4	■ 情悪侵い方確の倍で判五度権行つ商く状意害て法定同以賠定年以侵っい部別深商為正基た以の金る内の行場ははす別標にで当まをといの金を、基本以の金の行場ははする権で常き額3囲を 二標をに工し	懲罰的賠償が初 めて中権に関の知 ま律領域に 入れられた。		
法 定 賠償	法定賠償金額の 上限が「50 万人 民元」から「300 万 人民元」に引き上 げられた。	経済発展の実情 に適応して、より 効果的に商標権 侵害を抑止する。		
未使用に ついては 賠償を認 めない	登者にをいずに失明被利責のと対している。権間標では、またでは、またでは、またでは、また、をでは、また、権力をでは、また、をでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	訴訟目関とのでは、おいいのでは、おいいのでは、 いいのでは、 いいのでは、 いいのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのでは、 ないのが、 ないのが、 ないのが、 ないののでは、 おいののでは、 はいののでは、 おいののでは、 おいののでは、 おいののでは、 おいののでは、 おいののでは、 おいののでは、 おいののでは、 はいののでは、 おいののでは、 おいののでは、 おいののでは、 はいののでは、 はいのでは、 はいののでは、 はいのでは、 はいのではいのでは、 はいのでは		

# 三、まとめ

今次「商標法」の大幅改正は、「商標法(2001 年改正)」の実施過程において生じた手順上と実体上の問題について整備したものであり、過去の実務における「商標

Leezhao Law Office 8/9

<sup>17</sup> 请参见《新商标法》第63条。

<sup>4「</sup>新商標法」第63条を参照のこと。

例》、相关司法解释等的有益经验,同时也借鉴了国际商标法的有益立法成果。对于企业来说,这无疑为其提供了一个保护企业合法权益的有利武器。后续,随着《新商标法》的正式实施,律师预计,为适应新的商标法保护制度及针对新法施行中存在的问题,相关立法机关可能会相应调整《商标法实施条例》,并有新的司法解释相应出台。

为此,律师建议企业在《新商标法》正式施行前,在法律专业人士的协助之下,尽快熟悉相关规定,结合《新商标法》的修改要点和亮点,相应调整企业注册商标保护策略和品牌推广战略,积极防止商标恶意抢注现象,充分应对商标异议制度,注意对企业商标的合法使用,加强对注册商标专用权的保护。

(里兆律师事务所 2013 年 12 月 13 日编写)

法実施条例」、関連司法解釈などを含む有益な経験を吸収すると同時に、国際商標法の有益な立法成果も参考にしている。企業について言えば、自らに企業の適法権益を保護するための有利な武器が与えられたことは間違いない。今後、「新商標法」の正式施行に伴い、新たな商標法保護制度および新法令の施行において存在する問題に適応するため、関係立法機関は「商標法実施条例」を相応に調整し、新たな司法解釈も発布されるものと、筆者は予想する。

以上のとおり、企業は「新商標法」の正式施行前に、 法律専門家の協力の下、できる限り速やかに関連規定 を把握し、「新商標法」の改正要点および着目点に照ら して、企業の登録商標保護戦略およびブランド普及戦 略に相応の調整を加え、悪意の商標冒認出願の現象を 積極的に防止し、商標の異議申立て制度に十分に対 応し、企業の商標の適法使用に留意して、登録商標専 用権の保護を強化することが望ましいと筆者は考える。

(里兆法律事務所が2013年12月13日付で作成)

Leezhao Law Office 9/9